

第 8 2 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 1 1 月 3 0 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 1 月 3 0 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- | | | |
|----------|----------|---|
| 日 程 第 1 | 議 案 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 |
| 日 程 第 2 | 議 案 | 会 期 の 決 定 |
| 日 程 第 3 | 第 103号議案 | 宍 粟 市 立 認 定 こ ど も 園 条 例 の 制 定 に つ い て |
| 日 程 第 4 | 第 104号議案 | 宍 粟 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 5 | 第 105号議案 | 宍 粟 市 集 落 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 6 | 第 106号議案 | 宍 粟 市 福 祉 医 療 費 助 成 条 例 及 び 宍 粟 市 母 子 家 庭 等 医 療 費 の 助 成 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 7 | 第 107号議案 | 宍 粟 市 農 業 共 済 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 8 | 第 108号議案 | 宍 粟 市 立 幼 稚 園 設 置 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 9 | 第 109号議案 | 宍 粟 市 立 保 育 所 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 10 | 第 110号議案 | 宍 粟 市 議 会 議 員 及 び 宍 粟 市 長 の 選 挙 に お け る 選 挙 運 動 の 公 営 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 11 | 第 111号議案 | ば ん し ゅ う 戸 倉 ス キ ー 場 等 に 係 る 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て |
| 日 程 第 12 | 第 112号議案 | 旧 慣 に よ る 公 有 財 産 の 使 用 権 の 廃 止 に つ い て |
| 日 程 第 13 | 第 113号議案 | 市 有 財 産 の 処 分 に つ い て |
| | 第 114号議案 | 市 有 財 産 の 処 分 に つ い て |
| 日 程 第 14 | 第 115号議案 | 平 成 30年 度 宍 粟 市 農 業 共 済 事 業 に 係 る 家 畜 共 済 割 の 賦 課 単 価 の 変 更 に つ い て |
| 日 程 第 15 | 第 116号議案 | 市 道 路 線 の 認 定 に つ い て |
| 日 程 第 16 | 第 117号議案 | 平 成 30年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号) |
| | 第 118号議案 | 平 成 30年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 |

- 号)
- 第 119号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)
- 第 120号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 121号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 103号議案 宍粟市立認定こども園条例の制定について
- 日程第 4 第 104号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 第 105号議案 宍粟市集落センター条例の一部改正について
- 日程第 6 第 106号議案 宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 第 107号議案 宍粟市農業共済条例の一部改正について
- 日程第 8 第 108号議案 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第 9 第 109号議案 宍粟市立保育所条例の一部改正について
- 日程第 10 第 110号議案 宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 第 111号議案 ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定について
- 日程第 12 第 112号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第 13 第 113号議案 市有財産の処分について
- 第 114号議案 市有財産の処分について
- 日程第 14 第 115号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更について
- 日程第 15 第 116号議案 市道路線の認定について
- 日程第 16 第 117号議案 平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)
- 第 118号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 119号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第2号)

第120号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第2号)

第121号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員(16名)

出席議員(16名)

1番	津田晃伸	議員	2番	宮元裕祐	議員
3番	山下由美	議員	4番	東豊俊	議員
5番	今井和夫	議員	6番	大久保陽一	議員
7番	田中孝幸	議員	8番	浅田雅昭	議員
9番	田中一郎	議員	10番	神吉正男	議員
11番	飯田吉則	議員	12番	大畑利明	議員
13番	林克治	議員	14番	榎橋美恵子	議員
15番	西本諭	議員	16番	実友勉	議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	宮崎一也	君	書記	小谷慎一	君
書記	岸元秀高	君	書記	小椋沙織	君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三	君	副市長	中村司	君
教育長	西岡章寿	君	企画総務部長	坂根雅彦	君
まちづくり推進部長	富田健次	君	市民生活部長	平瀬忠信	君
健康福祉部長	世良智	君	産業部長	名畑浩一	君
建設部長	花井一郎	君	一宮市民局長	上長正典	君
波賀市民局長	坂口知巳	君	千種市民局長	津村裕二	君
会計管理者	榎谷米男	君	総合病院事務部長	志水史郎	君
教育委員会教育部長	前田正人	君			

(午前 9時30分 開会)

○議長(実友 勉君) おはようございます。

第82回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

市内各地で行われました、もみじ祭りをはじめとする秋のイベントも地域の皆様方、また各種団体の皆様方の御努力により盛大に開催され、大いに賑わいを見せたところでございますが、ようやく一段落したようでしょうか。明日からはいよいよ師走となり、朝夕ぐんと寒さが厳しくなってきました今日、議員各位には御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案は、条例の制定や一部改正、市道路線の認定について、また、各会計の補正予算等19議案が上程されています。詳細につきましては、後刻市長のほうから説明がございしますが、円滑に、かつ適正妥当な議決に達されますよう切望するところでございます。

さて、今年は災害の年とでも言いましょうか、6月の大阪北部地震に始まり、7月の西日本豪雨災害、8月から10月にかけては多くの台風が連続して襲来し、また、9月には北海道地震が発生をいたしました。各地で多くの方々が犠牲になられ、被災をされました。当地域も7月豪雨では、尊い命が奪われ、そして多くの方が被災をされました。大きな被害が発生したところでございます。自然の力の前では、こうも人間の力が無力なものかと痛感し、改めて自然の脅威を感じさせたところでございます。一日でも早い復旧、復興を願うところでございます。

また、当宍粟市におきましては、本年4月、地域の皆様方の御努力によりまして、一宮北小学校が開校をいたしました。かねてより念願でありましたこども園がこれまた地域の皆様方の御努力により、一宮北こども園と戸原こども園が来春開園を目指しまして工事に着手されたところでございます。今後、宍粟市の未来を担う子どもたちの学びの核の一つとして期待をするものでございます。

さらに、生活圏の拠点施設整備事業では、一宮では、一宮市民協働センターの建設の準備が進み、千種でも設計に着手されようとしております。また、波賀におきましても、市民の皆様方の話し合いが始まり、計画に入る状況にございます。宍粟市の地域創生事業に大きく寄与すべくと期待するものでございます。

今、宍粟市は人口減少問題と、少子高齢化等、多くの諸問題を抱えております。同じように全国の自治体も持続可能な地域経済の活性化と、活力ある地域づくりに知恵を出し合っている状況にございます。

私たち議会と執行機関には、未来の宍粟市のために言論の府として政策を議論し、

速やかに行動に移すことが求められているところでございます。

今定例会でも極めて大切な判断が求められます。議員各位並びに当局には、諸般の議事運営に御協力を切にお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） おはようございます。

本日、第82回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に對しまして深く敬意を表するものであります。

氷ノ山やちくさ高原においては初雪が降ったとの知らせが届くなど、いよいよ次第に初冬の装いとなってまいりました。

今年の秋は、先ほどもありましたとおり、7月豪雨や、あるいはたびたび襲来した台風によるもみじの色づきも心配したところではありますが、市内のもみじは、きれいに紅葉をしてくれました。

「しそ秋物語」と題して、11月3日を皮切りに、ちくさもみじ祭り、原不動滝元祖もみじ祭り、あるいはりんご祭り、さらに11日には福知溪谷もみじ祭り、また、17日から25日にかけて最上山もみじ祭りまで、市内それぞれ4カ所でもみじ祭りを開催をしていただきました。各祭りとも、おかげで天候にも恵まれ、市内外のたくさんの皆様に宍粟の森林に触れていただくことができ、宍粟の魅力を発信することができました。これも多くの皆さん、また各種団体や、さらには地域のそれぞれの皆様が御協力をしていただき、早い段階から時間をかけて計画、調整をしていただいた結果、大きな賑わいへと繋がったものと、このように思っておるところでありまして、改めて心から市民の皆様にお礼を申し上げたいと、このように思います。

さて、10月から11月にかけて、タウンミーティングの開催をそれぞれさせていただきました。地域別のミーティングにおきましては、今年の7月豪雨を教訓として、「命を守る避難とは」と題して、災害時に市民、地域、行政がとるべき行動について意見交換を行い、避難所のこと、避難情報の発信の方法、自治会での取り組みなどの意見をいただきました。各会場でいただいた御意見や御提案は、しっかりと受けとめ、防災、減災への取り組みに活かしてまいりたいと、このように考えております。

また、この7月豪雨で被災した道路、農地、林道等の災害査定も、国、県の協力、担当職員の鋭意努力により、概ねめどが立ったところであります。今後は、速やか

に本格的な復興工事に取りかかり、市民の皆様の安全な住環境の確保を図ってまいります。

今定例会におきましては、宍粟市立認定こども園条例の制定、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、宍粟市一般会計補正予算など、19件の議案の上程を予定をしております。

議員各位には、慎重に御審議を賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） ただいまから、第82回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。本日配付しております通知書写しのとおり、欠席の通知がありましたので、御報告いたします。

報告3、本日市長から議案19件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（実友 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名いたします。

4番、東 豊俊議員、5番、今井和夫議員、以上、両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（実友 勉君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの20日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月19日までの20日間に決定いたしました。

日程第3 第103号議案

○議長（実友 勉君） 日程第3、第103号議案、宍粟市立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第103号議案、宍粟市立認定こども園条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市では、少子化による子どもの減少と多様化する子育てニーズに対応できる新しい幼児教育・保育環境を整えることを目的として、幼保一元化事業に取り組んでいます。

そこで現在、新園舎の建設を進めている戸原地区と一宮北地区のこども園につきまして、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関する事項について、新たに条例で定めようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第103号議案、認定こども園の条例について、質問をさせていただきたいと思っております。

冒頭お願いでございますが、市長に通告をさせていただいておりますので、事務的のところは部長がお答えになってもいいかと思っておりますが、考え方のところは是非市長あるいは教育長がお答えいただきたいというふうに思います。

御提案されております幼保連携型の認定こども園につきましては、就学前の子どもさんに対する教育・保育を一体的に行うということと同時に、その保護者に対して子育て支援を総合的に提供するというのが大きな目的だろうというふうに思います。

そこで、この条例の中にあります事業が書いてありますが、どういう機能を持たせているのかと、どういうことを考えておられるのかということに対して何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず、3条の中に1項では、法9条が定めています教育及び保育ということで、これはいいわけですが、その後の2号と3号ですね、ここをちょっと具体的に教えていただきたいわけですが、法第2条第12項の子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業というふうに書いてあるわけですが、具体的にどういうことなのかというふうにお伺いします。

省令では、いろいろ細かく事業を定めておりますが、この中で市長が認めるということで、幾らか省略されるとか、省かれる事業があるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

それから、同じく同条の1項3号に、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業というふうにあります。前2号以外で市長が必要と認める事業というのはどういうことがあるのか、教えていただきたいと思います。

また、この認定こども園につきましては、その地域の子育て世代、子育ての支援ということで考えますと、通園される以外の方々についても参加できるような事業、あるいは活動、そういうものを考えておられるのか、お伺いしたいと思います。それが1点目。

それから、もう一つは、5条の保育料のところでございます。この1項1号の保育料についてでございますが、保育料というのは認定区分、要するに1号認定、2号認定、3号認定という、そういう認定区分や保護者の所得に応じて決まることになっているというふうに思います。しかし、宍粟市の場合は、この所得に応じてではなくて施設によって、つまり認定こども園と保育所と同じ認定区分の子どもの親であっても、保育料に違いを設けておられるんですね。施設によって違いを設けておられるんですね。この現状というのは、私は見直していく必要があるというふうに思います。それについてどのように検討を今進んでおられるのかを伺いたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 市長ということもありますので、特に私が承知しているところも含めてであります。御答弁申し上げたいと思います。

前段に、まず、第3号事業として市長が必要と認めると。現状いろいろあっておりますが、延長保育事業、それから通園バスの運行、また食育の推進、さらには特別な支援を要する子どもへの配慮等、そんなことについて市長が云々ということで現在考えておるところであります。

また、未就園児を対象としたということで、通園者以外、これにつきましては、もう既に例えばであります、ちくさ杉の子こども園については、杉の子ランドと称して、毎週1日を園庭開放日として在園児との交流、あるいは体験活動、あるいは家庭で育児をする保護者同士の交流の場、そういったものをしていただいております。そういったことも今後新たな園でもできるのではないかなあと、このように考えております。

続いて、第5条保育料の関係であります、かねてより、このことについてもいろいろ御意見も議会からもいただいておりますが、現段階のところでは、現状の見直し、このことについては今のところ、考えておらないと、こういうことですので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

その他具体的なこともありますので、担当部長のほうから御答弁をさせたいと思います。

○議長（実友 勉君） 前田教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 私のほうからは、第3条の第2号の関係のほうのことを12項の中でどのようにするのかという具体的なことを回答したいと思います。

認定こども園におきましては、子育て支援事業として保護者の子育てに関するさまざまな相談において、必要な情報を提供したり、助言及び援助を行う子育て相談事業、それから保護者の疾病等により、一時的に家庭において保育を受けることが困難になった子どもを預かる一時預かり事業などをこの12項の関係として取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 今、部長がおっしゃった省令で定めている事業の中で、相談事業と一時預かりというのはわかるんですが、それ以外の事業ではどういうものが省令を受けて実施しないというふうに捉えてよろしいのでしょうか、もう少し教えてください。

それと、市長は、保育料についてまだ今のところ、考えはないというふうに言われましたけども、もう国のほうも無償化に向けて動き出しているわけでありまして、基本的に子育てをしておられる方々に対して税金を投入をする仕方が差があるということ自体が問題やと思うんで、その辺は是非早急に検討いただきたいというふうに思いますので、改めて御答弁をお願いします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 保育料のことにつきましては、今おっしゃったことは十分承知しております、御承知のとおり来年の10月からということで国のほうも一定保育料の見直しを図ると。当然そのことをにらんで、それにあわせて一定のこの見直しは必要だろうと、当然のことでもありますので、その間については現在のところ、先ほど申し上げたとおりと、こういうふうに捉えています。

○議長（実友 勉君） 前田教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 12項のところ、しない事業はということ、今あったんですけども、今提示したのは、今の考えているところの取り組みたいという事業のところを今申し上げました。その中で省令であとまだ2、3個あるんですけども、それにつきましては地域の要望等をこれから協議する中で取り組めるものについては取り組んでいきたいと考えております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） それをもう少し具体的に教えていただきたいんです。これ3回目になりますか。もう少し具体的に教えていただきたいのと。

それから、もう1点、ここをどのように整理されているのかということ伺いたいんですが、このように市内にずっと子育ての拠点施設で子育ての相談も応じるし、いろんな支援の事業もやるというものが、この認定こども園を中心に地域につくられていくと。もう一方では、子育て市民センターみたいなものが別の体系でつくられていたり、今度、一宮の生活拠点の中にもそういう子育て支援事業みたいなものも拠点をその施設に入れるというようなことがあるんですけども、そこをどのように整理をされているのか、それもはあわせてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（実友 勉君） 前田教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 失礼します。今言われましたこと、具体的に一つとしては、今言われたように専門的な今度はこども園になりますので、その担当の職員は幼保の資格を持っている先生、今までの保育所経験、教育関係の経験を十分に持っている者が家庭との相談に当たるといえることができますので、市民局等に置いてある家庭相談員とのその分についてはある程度役割分担ができるかなと考えています。それで、今のところ考えておりますのは、家庭相談センターとしてはそれぞれの市民局にありますので、そこに常勤の人、そういう相談を専門的に行う人はそこに今までどおり配置をしておいて、専門的な、まだこども園における幼稚園の先生としての立場、保育所の保育士としての立場として相談を受けたい人はそう

いうこども園とかを利用してもらったらいいかなというようなことで、今のところ考えています。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第103号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第4 第104号議案

○議長（実友 勉君） 日程第4、第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第104号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては、国の制度に準拠するという基本的な考え方から、必要な規定を整備するものであります。

改正内容としましては、主に3点となります。

1点目に、各給料表につきまして、若年層に重点を置き、平成30年4月に遡及して平均0.16%引き上げるものであります。

2点目に、12月支給の勤勉手当につきまして、一般職、再任用職員ともに0.05月引き上げるとともに、次年度以降は勤勉手当の引き上げ分を、6月支給分と12月支給分にそれぞれ案分し加算するとともに、期末手当については、来年度以降において、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ均等になるように配分する改正を行うものであります。

3点目に、総合病院に勤務する医師及び医師以外の特殊な業務を主とする職員につきまして、宿日直手当の支給額の限度を引き上げるものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第104号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第5 第105号議案

○議長（実友 勉君） 日程第5、第105号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第105号議案、宍粟市集落センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

集落センターは山崎町域に6施設、一宮町域に4施設、合わせて10施設があります。それぞれ旧町で設置されたもので、一宮町域の4施設は昭和50年から昭和54年に旧小学校区域の地域活動並びに社会教育事業の拠点施設として、山崎町域の6施設は昭和53年から平成12年に旧小学校区域の地域活動並びに地元自治会の集会所の用途で建設をされました。

この集落センターにつきましては、平成23年3月に策定された宍粟市第2次行革大綱に「将来的には公の施設としての位置づけから外す」と示されたことを踏まえ、自治会施設として管理と活用について関係自治会との協議をこれまで進めてきたところであります。

今般、10施設のうちの河東ふれあいセンター及び戸原ふれあいセンターの2施設について、地元譲渡を行うことで関係自治会との協議が整ったことから、両施設の用途を廃止するものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） それでは、第105号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正について質疑を行いたいと思います。

先ほどの市長の説明で条例改正の根拠等はある程度わかったわけなんですけど、質疑させていただきたいと思うんです。

先ほど説明がありましたように、現在、宍粟市には宍粟市集落センターが山崎に6、一宮に4、合計10施設あります。そこで、今回そのうちの2施設、河東ふれあいセンターと戸原ふれあいセンター、この二つの施設が公の施設としての位置づけから外されるというわけでありまして。そこで、二つの施設に該当する地元自治会との協議が調ったという御説明でありました。そこで、やはり地域地域によりましてさまざまな事情や特性等があると思うんですけれども、地元へ譲渡を行うに当たって、その事情・特性等をきっちりと配慮されたのかどうかということのを第1点、伺います。

2点目に、施設管理上の地元負担というのは、今後、現在と変わっていくのかどうか、その内容を教えてください。

それと、あと最後に、これらの施設は現在災害時の指定避難所として位置づけられていて、災害時には市の職員の方々が派遣されるというふうなことになって、ある意味、地域住民に対して公的な責任というのを果たしていると思うのですが、このようなことに対する今後の対応というのがどのようにしていくのか、お尋ねいたします。

その3点、お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 富田まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（富田健次君） いただきました質疑3点につきまして、私のほうより御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、今回の2施設の廃止に係りまして、地元と十分協議をされたのかという、そういったことかなというふうに思うんですが、それにつきましてはたび重ねて協議をさせていただいて、今回公の施設から廃止をする部分、それからその後の地元管理の部分についてもじっくりと御説明をさせていただいて、それに御同意いただいで、今回廃止ということになったところでございます。

それから、2点目の施設管理上の地元負担は変わるのかというところでございますが、今回、条例を廃止をさせていただいて、この後の議案もございまして、地元自治会のほうに施設を譲渡いたします。そういたしますと、地元の自治会館という、そういった位置づけになりますので、これにつきましては譲渡後は全て地元負担での施設の管理ということになりますので、そのあたりが変わってくるということになります。

それから、3点目、指定避難所の位置づけといったことだと思いますが、基本的には、公の施設を指定避難所として指定をしてございます。その指定避難所の指定

につきましては、これから行ってまいります地域防災計画の見直し、これとあわせてまして地域の皆様とお話をさせていただく中で、その方向性、あり方というのを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 3点目の質問のところで、再質問をさせていただきたいと思うんですが、現在、指定避難所として指定されていて、それで災害時に市の職員が派遣されるということで、非常に安心感を得ておられるわけなんですけども、そのところの話し合いがこれからということで納得等はしてもらえているのでしょうか。

○議長（実友 勉君） 富田まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（富田健次君） 指定避難所についての協議の部分については、1点目ございました地元との協議の中でもお話はさせていただいていますし、今後、その防災計画の見直しの中で、より具体的詳細な部分について協議を進めていくということで定めていきたいと思っております。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第105号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第6 第106号議案

○議長（実友 勉君） 日程第6、第106号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第106号議案、宍粟市福祉医療費助成条例及び宍粟市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

福祉医療費及び母子家庭等医療費の助成事業につきましては、兵庫県の補助を受け実施しておりますが、このたび兵庫県の制度改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、本制度の対象となる未婚のひとり親家庭等の市町村民税非課税及び所得割額の算定に当たり、寡婦（夫）控除のみなし適用を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第106号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第7 第107号議案

○議長（実友 勉君） 日程第7、第107号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第107号議案、宍粟市農業共済条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、農業災害補償法が農業保険法と改正され、補償制度の見直しが行われたことに伴い、宍粟市農業共済条例の全部改正を行った後に、農林水産省より修正や見直しがあったものに係る改正であります。

主な改正内容としましては、共済事故の一部除外を認めることで掛金を安価に抑えた補償内容の新設、文言の改正や整理などを行っております。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第107号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第8 第108号議案

○議長（実友 勉君） 日程第8、第108号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改

正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第108号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成31年4月1日に、一宮北中学校区の幼保一元化の実施に伴い、一宮北こども園を開園することから、平成31年3月31日をもって、三方幼稚園を廃止しようとするものであります。

あわせて、一宮南中学校区においても意見交換を重ね、地域の委員会において、幼保一元化の実施を地域として決定をいただき、平成30年度より、保護者や地域住民の代表者、関係者による地区協議会に移行し、平成32年4月1日から一宮南中学校区における認定こども園の開設を目指し、協議を進めていただいているところでありますので、当該施設を整備するまでの間、神戸幼稚園において、3歳児教育を実施するため所要の改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

- 12番（大畑利明君） 12番、大畑ですが、幼稚園の設置条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

今回の条例改正も満3歳から入園できる幼稚園について、幼保一元化の意思決定がされた地域を追加するというような、それもただし書きで追加していくというやり方でございますが、このようなやり方はやっぱり政治的過ぎるというふうに思うし、とるべきではないというふうに思うわけですが、なぜかと申しますと、本来、子ども・子育て支援法では満3歳からの教育を全ての幼稚園ですというふうにならなければならないわけですね、そのニーズに基づいて。しかし、幼保一元化の意思決定がない地域、今その議論も行われていない地域では、一向にその3歳児の幼稚園教育が実施されていないということなんですね。これ非常に問題があるんじゃないかなというふうに思います。なぜ、いまだに全ての幼稚園で満3歳からの教育を行わないのか、この辺を伺いたいというふうに思います。これは教育長に聞いたほうがい

いのかもわかりませんが、御答弁いただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 宍粟市の子ども指針におきまして、3歳からの幼児教育を目標に上げているわけでありますが、こども園の整備とあわせて3歳児教育に取り組みたいという方針には変わらないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 答弁になってないんですけども、子ども指針の見直しが行われていないんですね。それがつくられた後に子ども子育て支援法という新しい法律ができて、3歳からの全ての子どもの教育をということが、国挙げてするように言われているんです。

学校教育法でも教育長、26条に幼稚園に入園することができる者は満3歳から小学校の就学に達するまでの幼児に対して教育するということがうたっているわけですね。教育委員会としてどのような議論をされているのか、お伺いします。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） これも以前からお答えしておりますように、努力義務であるというふうに理解した上で取り組みを進めているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 法律で明記されていることを努力義務ということになりますと、法律は一体何なのかと。法律は最低限度のものを定めておりますから、やはり一日も早くその法律に沿ってやってもらいたいというふうに思います。

現在、幼稚園に入園することができずに在宅でいる園児の実態とかいうのは把握されているのでしょうか。その辺の調査があれば教えていただきたいと思います。

それと、もう1点、やっぱり税を投入されている市長にもお伺いしたいんですが、子どもの本人さんや、あるいは保護者の方に対する子育て支援というのは、僕は公平・平等に行うべきだというふうに思っています。そういう意味で、少しやはり考える必要があるのではないかなというふうに思うわけですが、その辺もあわせて3回目、最後にですけど、答弁をお願いいたします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうから考え方も含めてであります。ただいま申されたとおり、基本的にはいろんな意味では公平公正というのは行政は努めていかなければいけない。特に市長としてそのことを念頭に行政を運営することは当然のこと

だと、このように考えております。

また、こども園というのは、かねてより宍粟市が一定の方向を出して、ゼロ歳から5歳まで、それぞれ保護者のニーズに合った保育、教育を提供していこうと。したがって、その中で現在支援法の中でも3歳児教育も取り入れられて、それに向かって市も一日も早くこども園の設置に向けてそれぞれ努力していかななくてはならない。それは現在を鑑みますと、現在の幼稚園等を踏まえて、やっぱり教育環境の問題であったり、あるいは教育に携わっていただく先生方の問題であったり、というのは数の問題であったり、いろんな課題もあると、このように捉えておまして、私としては保護者のニーズに的確に応えられる、また、ともに3歳児教育が提供できるように一日も早くこども園の設置に向けて努力をすることが私の役目だと、このように認識しております。

○議長（実友 勉君） 前田教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 私のほうからは、そのニーズのほうの調査をされているのかということについて答弁させていただきます。

今のところ3歳児のニーズについては、調査をしておりません。ただ、推定のところでしかないんですけども、4月1日現在の3歳児の数は268人、そのうち幼稚園に5人、保育所に206人で差し引き在宅は57人おられますので、ほかの保育所等のところを見ますと、そのうちの半数ぐらいが3歳児の保育所のほうへ行かれておることがありますので、推定ですけども、20人余りが隠れニーズかなというようなことで把握をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第108号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第9 第109号議案

○議長（実友 勉君） 日程第9、第109号議案、宍粟市立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第109号議案、宍粟市立保育所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成31年4月1日に、戸原こども園及び一宮北こども園が開園することにあわせ

て、戸原保育所及び一宮北保育所を廃止しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第109号議案は、文教民生常任委員会に付託いたします。

日程第10 第110号議案

○議長（実友 勉君） 日程第10、第110号議案、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第110号議案、宍粟市議会議員及び宍粟市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙において選挙運動用のビラの頒布が可能となり、同法に基づく選挙運動用ビラの作成に要する費用については、条例で定めるところにより公費負担とできるため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第110号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第11 第111号議案

○議長（実友 勉君） 日程第11、第111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第111号議案、ばんしゅう戸倉スキー場等に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、ばんしゅう戸倉スキー場・くるみの里・音水湖カヌー競技場に係る平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これらの施設につきましては、現指定管理者代表者でレジャー施設の運営実績のある株式会社マックアースから3施設を効率的・効果的に管理・運営をする提案がありました。同社の提案につきまして、宍粟市指定管理者選定審議会に諮問したところ、審査基準を満たし、次期指定管理者として適正であるとの答申をいただきました。

この答申を踏まえ検討しました結果、同社を次期指定管理者として指定することで、3施設の効率的かつ効果的な管理・運営が行われ、市北部地域の賑わいを創出し、地域経済に好循環をもたらすものと判断いたしましたので、提案するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第111号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第12 第112号議案

○議長（実友 勉君） 日程第12、第112号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第112号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、旧慣による公有財産の使用権を廃止する箇所は、波賀町小野の小野自治会の縁故使用地5,442.52平方メートルで、国土交通省から委託を受けた兵庫県により施工される小野川災害関連緊急砂防事業工事にかかる砂防堰堤配置に伴い、国土交通省に売却する必要性が生じたため、廃止しようとするものであります。

この旧慣による公有財産を廃止する場合は、地方自治法238条の6第1項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、提案するものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第112号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第13 第113号議案～第114号議案

- 議長（実友 勉君） 日程第13、第113号議案、市有財産の処分についてから第114号議案、市有財産の処分についてまでの2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第113号及び第114号議案の市有財産の処分につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

河東ふれあいセンター及び戸原ふれあいセンターにつきましては、平成26年度より今後のあり方について関係自治会との協議を進めてまいりました。

その結果、河東ふれあいセンターについて神谷自治会が、戸原ふれあいセンターについては宇原自治会が、地元譲渡を選択され、譲渡後は自主的な管理と運営を行うことをそれぞれの総会で決定なされました。

あわせて両自治会とも、認可地縁団体の法人格も取得されたことから、今般、関

係する土地と建物を神谷自治会及び宇原自治会へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めます。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第113号議案から第114号議案の2議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第14 第115号議案

○議長（実友 勉君） 日程第14、第115号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第115号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業に係る家畜共済割の賦課単価の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成31年1月より家畜共済に係る新制度が施行されることに伴い、従前の賦課単価にかえて、死亡廃用共済として共済金額1万円当たり40円、疾病傷害共済として共済金額1万円当たり150円の賦課単価に変更しようとするものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第115号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第15 第116号議案

○議長（実友 勉君） 日程第15、第116号議案、市道路線の認定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第116号議案、市道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、新たに認定しようとする路線は3路線であります。

内容としましては、地元自治会からの要望によるもの2路線、戸原こども園の開園に伴うもの1路線の計3路線であります。この道路を市道路線として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。市道路線の認定につきまして、少し基準と今回の議案との関係でお伺いをしたいというふうに思いますが、今説明がありましたように、一つは認定こども園の関係、あと二つは地元要望ということでございますが、この中に認定基準の2条の6号に該当する路線というのが含まれているのかどうか、お伺いしたいと思います。

それと、この認定基準の2条の1項6号には、建築基準法の42条1項の中の道路位置指定だけが対象になっているんですけども、これ42条1項の中には、ほかにもいろんな道路の規定がございますが、なぜ位置指定道路だけが認定の基準の対象になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、その他市長が特に必要と認める道路というものがございますが、これらについてその関係性を少しお伺いしたいと思います。

現在、市内ではたくさん小規模開発とか、建築基準法上の位置指定、それ以外に小規模開発なんかで道路整備がされて、そこをうちが買われて、そこがまだ私道で残っているということで、非常に苦慮されているということをお聞きしておりますので、そういうものとの関係をちょっと整理をさせていただきたいので、質疑をしたいと思います。お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 花井建設部長。

○建設部長（花井一郎君） それでは、事務的な内容でございますので、私のほうから説明させていただきたいと思えます。

まず、今ありましたように、今回の3路線のうち2路線について、位置指定道路に係る6号にも該当はしております。実際には2号であったり、1号ということで、ほかのものにも該当しておりますので、そちらのほうで基準に合っているというふうにしておりますけれども、その2路線についてはもともと位置指定道路でつくられた道路でございます。

今ありました建築基準法第42条の第1項の規定に基づく道路というのは、位置指定道路だけではなく、あと4道路あります。ただ、おっしゃるとおり今回はその位置指定道路に限定した道路としております。理由といたしましては、建築基準法42条の第1項の1号から4号までの道路につきましては、道路法による国道、県道、市道であったり、また都市計画法に基づく道路管理者のほうと協議の上決定される道路等ということで、既に他の認定基準に該当しておりますので、今回、市道認定基準のほうには上げておりません。ただし、5号の位置指定道路につきましては、民間による宅地分譲により新設された道路でございますので、その分についてないということで、6号について認定基準として定めたものでございます。

それから、2点目の市長が特に必要と認めた道路とはどういうものかということでございますが、この認定基準の9号につきましては、1号から8号までの基準のどれにも該当しない道路であっても、市の政策上であったり、また、公益上等の理由で市道認定をすることが必要な道路があった場合に、認定することが可能となるように定めた基準でございます。私の記憶の範囲ではございますが、過去に9号により市道認定したという例はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） よくわかりました。それで、先ほど申しましたが、道路位置指定を受けた中にも、道路の形態によっては、例えば車回転広場が対象外になったりとかということで困っておられる例があるというふうに聞きますし、それから小規模の開発で私道のままでなかなか手入れがしてもらえないというようなことがたくさんあるそうでございますので、今日ここでどうこうということではありませんので、そういう道路が市内にたくさん存在しているということは、そこに住んでおられる方は全く御存じないんで、もう既にアスファルト舗装がしてあって、4メートル以上あったら、全部もう市道やと、公道やと思うてはるんでね、今後トラブ

ルが発生するおそれもございますので、十分調査とかをいただいて、御検討いただきたいなということを思います。

○議長（実友 勉君） 花井建設部長。

○建設部長（花井一郎君） 先ほどちょっと回答が漏れておりましたけれども、今言われましたとおり位置指定道路であったり、その他都市計画区域外でもそういう開発による道路というのはたくさんございます。基本的にはそういう道路、御要望があれば市道認定するかどうか検討するわけでございますが、今回の路線にもありますように、基本的には通り抜けできる道路ということで、公益性の高い、不特定多数の方が利用される道路については、基本的には認定していく。ただ、1名であったり、2、3名の方で利用される、家の前の道というか、枝線になりますが、今言われた枝線等については、基本的には地元の方、関係者の方で管理していただきたいなというような一応方向性を持っておりますので、今言われましたとおり、いろいろと課題もありますし、要綱の中にも不備もあるようなふうにも思いますので、委員会等の中でも御説明する中で検討していきたいなというふうに思います。

○議長（実友 勉君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第116号議案は、総務経済常任委員会に付託いたします。

日程第16 第117号議案～第121号議案

○議長（実友 勉君） 日程第16、第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）から、第121号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）の5議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第117号議案から第121号議案までの補正予算5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度の実質的な最終補正予算と位置づけ、施策の実施に支障を来すことのないよう予算措置を講じるとともに、7月豪雨災害に伴う復旧事業費の補正、加えて、平成30年人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に伴う人件費の補正について、予算計上するものであります。

なお、給与改定に伴う予算の補正につきましては、予算現計で対応ができない会計においてのみ補正を行うこととしております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明申し上げます。

最初に、第117号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出にそれぞれ5億7,749万7,000円を追加し、補正後の総額を261億9,620万5,000円とするものです。

そのうち、豪雨災害に対処するための補正額は、5億2,383万6,000円、人事院勧告に伴う給与改定を含めた人件費であって災害対応を除くものの補正額は1,181万8,000円であります。

人事院勧告に伴う給与改定分を除く、各費目別の主な内容としましては、総務費では、森林の家づくり応援事業について、申請件数が当初の見込みを上回るため、事業費の増額を行います。

民生費では、認可保育園の運営費等を増額するほか、国制度を活用した「ブロック塀等の安全対策」のための支援等を追加しています。また、学童保育所、認定こども園の建設事業費について整理を行っております。

農林水産業費では、ジビエ利用の拡大のため、県・市・事業者で実施するジビエ倍増モデル事業への負担金を追加するほか、商工費では、指定管理施設が緊急対応等をした修繕に係る負担金を追加、土木費では、住宅における危険ブロック塀等の撤去支援を追加しております。

教育費では、「一宮町北部地区の教育に役立ててほしい」として申し出いただきました寄附を活用させていただき、一宮北小中学校の教育用備品の購入を追加計上しております。

災害復旧費では、7月豪雨災害に伴う公共施設の本復旧工事のうち、補助を受けて実施するものについて、災害査定が概ね完了したことにより、不足する事業費の補正を行っております。

次に、財源となります歳入につきましては、災害分とそれ以外に分けて御説明いたします。

災害分では、各種国県補助金に加えて、特別交付税を見込んでいるほか、災害復旧事業債を活用することとしており、さらに必要となる財源につきましては、財政調整基金の繰り入れにより対応することとしています。

災害分以外の歳入の主なものとしまして、国県支出金では、認可保育園の運営費や小中学校の空調整備事業に係る国庫補助金を追加するほか、事業費の確定や追加内示に基づく整理を行っております。

寄附金では、一宮町北部地区の教育に係る指定寄附金を計上しております。

繰越金は、平成29年度決算における実質収支額から、9月議会で議決いただきま

した第3号補正予算において計上した残額の一部を計上しております。

市債では、事業費の確定などによる整理のほか、小中学校の空調整備事業について、国の補正予算に伴い学校教育施設等整備事業債を活用することとしています。

なお、7月豪雨災害による補助を受けて行う災害復旧工事等につきましては、年度内に必要な工期の確保が困難なため、繰越明許費を計上しております。

また、債務負担行為につきましては、3年を単位として契約を行っていません施設の維持管理業務委託並びに小学校トイレの改修工事に係る設計監理業務委託を追加計上しております。

次に、第118号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、企業会計システム導入業務委託を平成31年度の債務負担行為とすることに伴い、歳出予算を減額するほか、給与改定に伴う人件費の補正、公債費の整理を行っていません。

歳入では、一般会計繰入金が増額及び市債の整理を行っていません。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ450万4,000円を減額し、補正後の総額を18億6,832万8,000円とするものであります。

なお、債務負担行為につきましては、3年を単位として契約を行っていません施設の維持管理業務委託並びに公営企業化に伴う会計システムの導入業務委託を追加計上しております。

次に、第119号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、農業集落排水事業の公営企業化を見直したことに伴い、企業会計システム導入業務委託料を減額するほか、給与改定に伴う人件費の補正、公債費の整理を行っていません。

歳入では、一般会計繰入金が増額及び市債の整理を行っております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ118万7,000円を減額し、補正後の総額を10億2,146万9,000円とするものであります。

なお、債務負担行為につきましては、3年を単位として契約を行っていません施設の維持管理業務委託を追加計上しております。

次に、第120号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、債務負担行為の設定のみの補正予算となっており、新元号に対応するためのシステム改修業務委託並びに企業会計システムの更新業務委託を追加計上しております。

第121号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）につつま

しては、給与改定に伴う人件費の補正としまして882万5,000円を追加し、補正後の支出予算の総額を41億4,132万2,000円とするものであります。

また、債務負担行為につきましては、企業会計システムの更新業務委託を計上しております。

以上、補正予算の5議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第117号議案から第121号議案までの5議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、12月12日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前10時47分 散会）